

① プログラム等準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

当期積立額		1	円	積立限度額の計算	情報処理システムの補修		17	円	
積立限度額の計算	プログラム等の開発の費用の支出に備えるもの	制御プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額	2			情報処理システムの補修	統合情報処理システムサービスの提供に係る収入金額	17	
		積立限度額 (2)× $\frac{13}{100}$ と6億5千万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は(2)× $\frac{10}{100}$ と5億円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	3				同上のうち有償で行う保守に係る収入金額	18	
		制御プログラム以外の汎用プログラムの譲渡又は提供等に係る収入金額	4				他の者への業務委託に要した費用の合計額	19	
		(4)のうち(4)と100億円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	5				差引収入金額 (17) - (18) - (19)	20	
		(4)のうち(4)のうち年100億円相当額を超える部分の金額 (4)-(5)	6				積立限度額 (20)× $\frac{10}{100}$ と10億円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は(20)× $\frac{10}{100}$ と5億円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	21	
		積立限度額 (5)× $\frac{23}{100}$ +6× $\frac{15}{100}$ 又は(5)× $\frac{20}{100}$ +6× $\frac{10}{100}$	7				積立限度額合計 (12)+(16)+(21)	22	
	情報処理システムの企画等の業務の提供に係る収入金額	情報処理システムの企画等の業務の提供に係る収入金額	8			翌期繰越額	期首現在額	24	
		他の者への業務委託に要した費用の合計額	9				4年経過後4年間均等取崩額	25	
		差引収入金額 (8) - (9)	10				同上以外の場合による標準備金取崩額	26	
		積立限度額 (10)× $\frac{9}{100}$ 又は $\frac{7}{100}$	11				計 (25) + (26)	27	
		積立限度額の合計額 (3)+(7)+(11)	12				当期積立額 (1)	28	
		差引期末現在額 (24) - (27) + (28)	29				減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	30
データベースの構成の費用の支出に備えるもの	明データベースの譲渡、等提供又は利用の許諾に係る収入金額	13			計算	当期取崩額	31		
	(13)と100億円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	14				当期において益金の額に算入すべき金額 (30の計) + (37の計) - (27)	31		
	(13)のうち年100億円相当額を超える部分の金額 (13)-(14)	15				積立限度超過額 (23)	32		
	積立限度額 (13)× $\frac{8}{100}$ 又は(14)× $\frac{8}{100}$ +15× $\frac{6}{100}$	16		期末プログラム等準備金 (29) - (30) - (31) - (32)		33			

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額 (35) - (36) - (37)
			4年経過後4年間均等取崩しによる場合 (34)× $\frac{1}{48}$	(36)以外の場合	
	34	35	36	37	38
日から四年を経過したもの	円	円	円	円	円
日から四年を経過しないもの					
当期分					
計		円	円	円	

## 別表十二（十三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で情報処理の促進に関する法律第2条第3項（定義）に規定するソフトウェア業、他人の用に供するために構成した著作権法第2条第1項第10号の3（定義）に規定するデータベースを譲渡し、提供し、若しくはその利用の許諾を行う事業又は統合情報処理システムサービスを提供する事業を営むものが措置法第57号（プログラム等準備金）又は平成14年度改正前の措置法第57条（プログラム等準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「積立限度額の計算」の

「積立限度額」又は $(2) \times \frac{13}{100}$ と6億5千万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は $(2) \times \frac{10}{100}$ と5億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額<sup>3)</sup>、 $(5) \times \frac{23}{100} + (6) \times \frac{15}{100}$ 又は $(5) \times \frac{20}{100} + (6) \times \frac{10}{100}$ 、 $(9)$ 又は $(9) \times \frac{8}{100}$ <sup>7)</sup>、 $(10) \times \frac{8}{100} + (5) \times \frac{6}{100}$ <sup>16)</sup>及び $(20) \times \frac{10}{100}$ と10億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は $(20) \times \frac{10}{100}$ と5億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額<sup>21)</sup>は、当期が、平成14年4月1日以後に開始した事業年度である場合には、「 $(2) \times \frac{13}{100}$ と6億5千万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額」又は、「 $(5) \times \frac{23}{100} + (6) \times \frac{15}{100}$ 」又は、「9又は」、「 $(9) \times \frac{8}{100}$ 」又は及び「 $(20) \times \frac{10}{100}$ と10億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額」又はを消し、平成14年3月31日以前に開始した事業年度である場合には、「又は $(2) \times \frac{10}{100}$ と5億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額」、「又は $(5) \times \frac{20}{100} + (6) \times \frac{10}{100}$ 」、「又は7」、「又は $(10) \times \frac{8}{100} + (5) \times \frac{6}{100}$ 」及び「又は $(20) \times \frac{10}{100}$ と5億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額」を消して記載します。

3 「積立限度額の計算」の

「積立限度額」又は $(2) \times \frac{13}{100}$ と6億5千万円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は $(2) \times \frac{10}{100}$ と5億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額<sup>3)</sup>、「 $(4)$ と100億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額<sup>5)</sup>」、「 $(3)$ と100億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額<sup>14)</sup>」及び「積立限度額」 $(20) \times \frac{10}{100}$ と10億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は $(20) \times \frac{10}{100}$ と5億円 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額<sup>21)</sup>の分子の空欄には、当期の月数（1

月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

4 「翌期繰越額の計算」の「減算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額<sup>30)</sup>」には、前期以前において積立限度超過等によって益金の額に算入された金額を記載します。

5 「益金算入額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) この欄は、プログラム等準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が、積立後4年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合に記載します。

(2) 「積立事業年度」には、当期首現在のプログラム等準備金の金額を「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過したもの」と「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過しないもの」とに区分し、それぞれの該当欄に、その積立てが最も古い事業年度から順次記載します。

(3) 「当初の積立額のうち損金算入額<sup>34)</sup>」には、積立事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。

(4) 「期首現在の準備金額<sup>35)</sup>」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額<sup>38)</sup>」の金額をその事業年度ごとに記載します。

(5) 「当期益金算入額」の「4年経過後4年間均等取崩しによる場合 $(34) \times \frac{1}{48}$ 」<sup>36)</sup>には、「積立事業年度終了の日の翌日から4年を経過したもの」の各事業年度だけについて積立事業年度ごとに計算して記載します。

この場合、「 $(34) \times \frac{1}{48}$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。

(6) 「当期益金算入額」の「 $(36)$ 以外の場合<sup>37)</sup>」には、当期において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。